

令和2年4月3日

薬局・店舗販売業 管理者 様

一般社団法人島根県薬剤師会
会長 陶山千歳

新型コロナウイルス感染症対策について

ご承知のように新型コロナウイルス感染症については、感染者が増加しており緊迫度が増している状況です。

については、県薬 HP へ掲載している新型コロナウイルス感染症対策を再度確認して頂きますとともに、下記に留意の上、一層の対策を講じて頂きますようお願いいたします。

感染症対策は、患者様が薬局や店舗内において感染しないようにすることが第一の目的となります。

そのためには、薬剤師や事務職員（以下「職員」という。）が感染しないことも重要となります。職員は薬局や店舗内に留まらず、普段の生活においても可能な限り感染リスクを低減させる行動が求められます。

なお、下記事項については、県薬 HP の新型コロナウイルス感染症対策に掲載されている事項や、それを強化した項目、あるいは掲載されていない項目もあります。

各薬局等においては、構造・人的要件等がそれぞれ異なっています。項目によっては、対応が困難なものもあるかと思いますので、各々の薬局等の実情に合わせて、可能な範囲での対応をお願いします。

また、以上の項目だけでなく、感染症のリスクを低減させる事項がありましたら、可能な限り対策を講じてください。

記

1. 薬局や店舗内の換気に努めること。
2. 職員に対して、発熱、上気道症状等の症状が現れた場合は、報告して指示を受けさせること。また、毎日検温の結果を報告させ、健康管理を強化すること。
3. 職員については、家族も含めて手洗いを励行するよう周知すること。
4. 薬局や店舗内に感染を持ち込ませないため、当分の間、職員に対し、人が密に集まって過ごすような空間や不特定多数の人が接触する恐れが高いイベント等に参加させないこと。
5. 在宅業務を実施している薬局においては、感染の蔓延に伴い薬局機能が低下する可能性も想定されることから、対応困難な事態に陥った際の対応策を検討しておくこと。